

同法に基づき、金沢交通圏と南加賀交通圏が特定地域に指定された。

その後平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に改正施行され、同法に基づき金沢交通圏と南加賀交通圏が準特定地域に指定され、平成26年2月10日、両交通圏合同での協議会を開催した。この協議により、規制緩和以降続いていた、新規参入事業者の下減割れ運賃との過当競争は全ての事業者が公定幅運賃内に収まり解消したところである。

また、平成27年8月1日に金沢交通圏が特定地域に指定された。そして平成29年3月28日に第2回金沢交通圏特定地域協議会において、金沢交通圏特定地域計画案の了承となり、その後申請を受けて平成29年6月22日に特定地域計画が認可となった。計画の主な内容としては供給輸送力の削減として車両数の55両削減や、活性化措置としてタクシー車内での忘れ物の問い合わせ先の一本化等が実施されることになった。

### 3. 貨物輸送

#### (1) 貨物輸送の概要

石川県のトンベースの貨物総輸送量（発・着・域内の合計）は、平成27年で7,722万トンとなっており、前年度（26年度）比で0.64%増となっている。

平成27年度の貨物輸送の輸送機関別分担率（発・域内貨物）は、鉄道0.17%、海運0.55%であるのに対し自動車は99.28%となっており、貨物輸送は自動車輸送に大きく依存している状況となっている。

#### (2) トラック事業の概況

トラック事業は、労働時間短縮の問題に加え、軽油価格の上昇、NO<sub>x</sub>対策・CO<sub>2</sub>排出量削減等地球環境問題への対応など社会的コスト負担が増大する一方、社会的な輸送コスト削減の要請が強く、景気低迷による需要減などにより厳しい経営環境にある。また、県内の一般トラック事業者を事業規模別では小規模事業者が多く占めている。

平成28年度末現在、県内に主たる事務所を置くトラック事業者数は795社であり、県内の営業車両数は13,686両である。このほか、貨物軽自動車運送事業者は1,319社（2,075両）である。

なお、貨物自動車運送事業における輸送の安全の確保、輸送秩序の確立等の指導及び啓発活動など貨物自動車運送の適正化のため、一般社団法人石川県トラック協会が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されており、指導員6名の体制により巡回指導、街頭パトロール等の活動を行っている。

#### (3) トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議及びトラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

荷主、元請け事業者、下請事業者の協働により、トラック運送業における適正

取引を推進するため、平成20年12月17日、一般社団法人石川県トラック協会と共同で、第1回石川県トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を設置した。その後、平成22年2月に第2回、平成23年3月に第3回が開催され、荷主との協力関係による輸送の効率化、トラック運送事業における書面化、燃料サーチャージ制度等について、協議がされてきた。

その後、石川県トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を引き継ぎ、運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するため、平成27年8月7日、石川県労働局も加わり、トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会を設置した。27年度は全国統一によるトラック輸送における長時間労働の実態調査を実施、労働時間の実態を明らかにするとともに、28年度はパイロット事業を実施し、荷主側における手持ち時間の改善が報告された。

#### 4. レンタカー

##### (1) レンタカー事業の概況

県内の平成28年度末におけるレンタカー事業者は249社であり、車両数（軽自動車、軽二輪車を除く）は6044両となっている。

平成16年道路運送法施行規則の一部改正により、有償貸渡許可は車両毎の許可から事業者毎の許可に改められ、レンタカー事業者は顧客ニーズに応じて車両の増減・代替を迅速かつ、効率的に行うことが可能となった。

平成18年4月には、これまで特区エリアのみとしていたレンタカー型カーシェアリングの全国展開が図られ、26年9月には乗り捨て（ワンウェイ）方式も実施が可能となった。

レンタカー事業については、国民の余暇志向の高まりや自動車の保有・利用形態の多様化が進む中で、順調に事業規模を拡大してきた。近年は北陸新幹線開業や外国人の旅行者の増加などの影響もあり、レンタカーへの需要は引き続き拡大が続いている。

#### 5. 輸送の安全

##### (1) 運輸安全マネジメント

平成17年当時、バス車両の転覆事故、トラック車両の踏切での衝突事故等ヒューマンエラーが原因と見られるトラブルが全国的に多発したことから、「ヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の提言を受け、安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ることを目的に、かつその安全管理体制を国が監視する「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、安全マネジメントの評価対象の拡大など、実施要領が改正された。

また、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、平成25年10